○国土交通省告示第千四百六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

一　火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ　三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であって、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

ロ　五百グラムを超えない信号焔管及び信号火せん

ハ　百グラムを超えない競技用紙雷管

ニ　八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包

ホ　銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

二　引火性液体にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ　〇・五リットルを超えない引火性液体（アルコールを除く。）であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの

ロ　二リットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように保護されたもの

ハ　十キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製容器に密閉してあるもの

三　セルロイド類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ　三百グラムを超えないものであって、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの

ロ　映画用フィルムであって、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）

ハ　映画用フィルムであって、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、ＪＥＳ繊維三一〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであって、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）

四　二十五キログラムを超えない乾燥した状態のカーバイトであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

五　五百グラムを超えない写真撮影用閃光粉であって、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

六　腐食性物質にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ　〇・五リットルを超えないものであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

ロ　二十五グラムを超えない固体の苛性カリであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

七　〇・五リットルを超えない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

八　刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの

九　電池であって、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの

十　動物であって、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意したもの

附　則

この告示は、令和二年十一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示 第千四百六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

一　火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ　三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であって、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの

ロ　五百グラムを超えない信号焔管及び信号火せん

ハ　百グラムを超えない競技用紙雷管

ニ　八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包

ホ　銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

以下省略